

各 位

林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部

伐木等の業務（則 36-8）特別教育修了者を対象とした補講講習

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成31年2月14日付け基発0214第9号（以下「施行通達」という））により、令和2年7月中に伐木等の業務特別教育の補講講習を受講しないと同年8月よりチェーンソーを用いた伐木等作業に就くことが出来なくなっております。このため、過去に伐木等の業務（安衛則第36条第8号）の資格を取得された方で、まだ【補講講習】を受講されていない方は是非この機会に受講していただきますようご案内いたします。

記

1 場所及び日時

場所 サン・ワーク津 1階研修室
 （津市勤労者福祉センター）
 津市島崎町 143-6 TEL. 059-227-3157

日時 令和3年8月25日（水）
 13:30～16:00

※遅刻・早退による講習時間不足がある場合は、修了証を発行できません。時間に余裕を持ってお越しください。



2 講習科目及び時間

科 目		範 囲	時 間
学科	伐木等作業に関する知識	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	1 時間
	関係法令	法、令及び新安衛則中の関係条項	1 時間
実技	伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣等の着用	30分

3 持ち物

- (1) 本人確認ができる運転免許証、健康保険証など
- (2) 筆記用具
- (3) 保護衣（防護ズボンまたはチャップス）、ヘルメット、耳栓、防振手袋等、日頃ご使用のものがある方は持参ください。

4 (1) 受講経費（1人あたり）

受講料 4,400円（税込み）
 テキスト代 1,100円（税込み）
 合計 5,500円（税込み）

(2) 支払方法

受講料は、事前振込みでお願いします。(振込手数料はご負担下さい。)

◎ 振込先	
百五銀行	津駅前支店
普通預金	口座番号 114996
名義	林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部

5 定員 40名 (先着順)

6 申込方法

(1) 「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、受講日の1週間前までにFAX又は郵送してください。

※ 修了日、修了証番号は以前に林災防三重県支部で修了したものを記入の上、修了証のコピーを添付。

カードタイプは両面コピー、チェーンソー手帳は住所・氏名等が記載されたページをコピー。

また、住所・氏名を変更されている方は、運転免許証(コピー)など確認できるものを添付してください。

(2) 受講申込みに関する受講料や書類等は、一切お返しできません。

(3) ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

【申込先】 林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部

〒514-0003 三重県津市桜橋1丁目104番地

TEL 059-225-9014

FAX 059-226-0679

<補講講習について>

労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部が改正され、特別教育に係る規程については、令和2年8月1日から施行又は適用されています。

そのため、以前の伐木等作業の特別教育は、令和2年8月1日以降は無効となり、新しく適用されたカリキュラムによる特別教育のみが有効となります。

このため、林災防三重県支部では、以前の伐木等作業の特別教育講習会修了者を、新しく適用されたカリキュラムによる特別教育の修了者と認めるための補講講習会を開催します。

≪新型コロナウイルスについては、当支部のHPをご一読の上、
受講をしていただきますよう、よろしく願いいたします。≫